

岡山県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 設置要綱

(目的)

第1条 岡山県における孤独・孤立対策に取り組む多様な団体間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に、岡山県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から岡山県に対して申込みを行うものとする。

2 岡山県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切である場合に、プラットフォームへの参画を認める。

- (1) 岡山県内において、孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること。
- (2) 地域貢献や地域課題の解決に関心のある団体等であること。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと。

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする団体等は、退会の意思を書面により岡山県に届け出、任意に退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、岡山県は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき。
- (3) 団体等が解散又は活動を停止したとき。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があると判明したとき。
- (5) その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき。

(守秘義務)

第5条 参画団体は、プラットフォームの目的以外に正当な理由がなく、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、プラットフォームを退会した後も、同様とする。

(会費)

第6条 プラットフォーム参画時の費用及び年会費は無償とする。

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務局を、岡山県子ども・福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月4日から施行する。